

柏市下水道類似施設改修等助成金交付要綱

制定 平成 4年 4月 1日

施行 平成 4年 4月 1日

(目的等)

第1条 この要綱は、下水道類似施設の改築又は修繕等に要する経費に対し、下水道類似施設改修等助成金（以下、「助成金」という。）を交付することにより、公共下水道が整備されるまでの期間、下水道類似施設により排出される汚水等の適正な処理を図り、もって公共用水域及び生活環境の保全に資することを目的とする。

2 助成金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 下水道類似施設 特定の区域から排出される汚水等を集中的に処理するために設けられた施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 51人槽以上のものであること。

イ 設置されてから10年以上経過していること。

ウ 官舎、社宅等職員、社員等の福利厚生のための住宅及び公営住宅以外に設置しているものであること。

エ 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条に規定する排水設備及びこれに準じるもの以外のものであること。

オ 商店、工場等の営業用以外のものであること。ただし、その大部分が住居である店舗併用住宅は、除くものとする。

カ 公共下水道の供用開始区域以外の区域に設置されているものであること。

(2) 改築又は修繕等 下水道類似施設の改築若しくは修繕及び当該改築若しくは修繕のための事前調査をいう。

一(対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、下水道類似施設の管理組合又は下水道類似施設を管理している町会、会社等とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、下水道類似施設の改築又は修繕等に要する経費に2分の1を乗じて得た額(1施設当たり年間400万円を限度とする。)とする。

(申請書添付書類)

第5条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 下水道類似施設の案内図
- (2) 下水道類似施設の改築又は修繕等に係る見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(標準処理期間)

第6条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、30日とする。

(実績報告書添付書類)

第7条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 下水道類似施設の改築又は修繕等に係る契約書の写し
- (2) 下水道類似施設の改築又は修繕等に係る請求書の写し
- (3) 下水道類似施設の改築又は修繕等に係る領収書の写し
- (4) 下水道類似施設の改築又は修繕等の実施状況を明らかにする写真その他の資料

- (5) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後、平成24年1月から3月末日までに実施した事業について申請があった場合において、改正前の要綱に規定されている要件を満たし、助成を受けることができる者と判断された場合は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。